

「省庁局再編法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

省庁局再編法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四五年省庁局再編法(プララーチャバンヤット・プラップブルン・グラスワン・タブアン・グロム)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。[一〇月三日に施行]

第三条

以下を廃止する。

- (一) 仏暦二五三四年省庁局再編法
- (二) 仏暦二五三四年省庁局再編法(第二版)
- (三) 仏暦二五三五年省庁局再編法(第三版)
- (四) 仏暦二五三五年省庁局再編法(第四版)
- (五) 仏暦二五三五年省庁局再編法(第五版)
- (六) 仏暦二五三五年省庁局再編法(第六版)
- (七) 仏暦二五三五年省庁局再編法(第七版)
- (八) 仏暦二五三六年省庁局再編法(第八版)
- (九) 仏暦二五三六年省庁局再編法(第九版)
- (一〇) 仏暦二五三七年省庁局再編法(第一〇版)
- (一一) 仏暦二五三七年省庁局再編法(第一版)
- (一二) 仏暦二五三八年省庁局再編法(第一二版)
- (一三) 仏暦二五三八年省庁局再編法(第一四版)
- (一四) 仏暦二五三九年省庁局再編法(第一四版)
- (一五) 仏暦二五四一年省庁局再編法(第一五版)
- (一六) 仏暦二五四一年省庁局再編法(第一六版)
- (一七) 仏暦二五四二年省庁局再編法(第一七版)
- (一八) 仏暦二五四二年省庁局再編法(第一八版)
- (一九) 仏暦二五四二年省庁局再編法(第一九版)
- (二〇) 仏暦二五四二年省庁局再編法(第二〇版)
- (二一) 仏暦二五四二年省庁局再編法(第二版)
- (二二) 仏暦二五四三年省庁局再編法(第二二版)
- (二三) 仏暦二五四四年省庁局再編法(第二三版)

第四条

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

第五条

以下の省と省の地位にある政府機関を置く。

- (一) 総理府(サムナック・ナヨックラタモントリー)
- (二) 国防省(グラスワン・ガラーホーム)
- (三) 財務省(グラスワン・ガーンクラン)
- (四) 外務省(グラスワン・ガーンターンプラテート)
- (五) 観光・スポーツ省(グラスワン・ガーントーンティアオ・レ・ギラー)
- (六) 社会開発・人間保障省(グラスワン・ガーンパタナーサンコム・レ・クワームマンコン・コーン・マヌット)
- (七) 農業・協同組合省(グラスワン・ガセート・レ・サハコーン)
- (八) 運輸省(グラスワン・コムナーコム)
- (九) 天然資源・環境省(グラスワン・サパヤコーン・タマチャート・レ・シンウェードローム)
- (一〇) 情報技術・通信省(グラスワン・テクノロジー・サーラソントート・レ・ガーンスーサーン)
- (一一) エネルギー省(グラスワン・パランガーン)
- (一二) 商業省(グラスワン・パーニット)
- (一三) 内務省(グラスワン・マハータイ)
- (一四) 法務省(グラスワン・ユティタム)
- (一五) 労働省(グラスワン・レンガーン)
- (一六) 文化省(グラスワン・ワタナタム)
- (一七) 科学・技術省(グラスワン・ウィタヤーサート・レ・テクノロジー)
- (一八) 教育省(グラスワン・スクサーティガーン)
- (一九) 保健省(グラスワン・サータラナスック)
- (二〇) 産業省(グラスワン・ウッサハカム)

第一章

総理府

第六条

総理府は総理大臣及び内閣の公務一般に係る権限義務を有し、公務一般運営の任に当たり、経済、社会、政治、安全保障面、予算、公務システム、人事、法律、法律開発に係る公務の開発で政策を提言、計画策定し、公務執行、特別事業執行を追跡、評価し、法律が総理府または総理府監督下の政府機関の権限義務と定めたその他の公務、あるいは他の省の権限義務と特定されていない他の公務に係る権限義務を有する。

第七条

総理府は以下の政府機関を擁する。

- (一) 総理府次官室
- (二) 広報局
- (三) 消費者保護委員会事務局

以下の政府機関は総理府の直接の監督下にある。

- (四) 総理大臣秘書局
- (五) 内閣官房室
- (六) 国家情報局
- (七) 予算局
- (八) 国家安全保障会議事務局
- (九) 内閣法制委員会事務局
- (一〇) 文官人事委員会事務局
- (一一) 国家経済社会開発委員会事務局

第二章

国防省

第八条

国防省は国内外の危禍からの王国の防衛及び安全保障維持、国益の保護、国家開発への支援、及び法律が国防省または国防省の監督下にある政府機関の権限義務と定めたところに基づく公務に係る権限義務を有する。

第九条

国防省の公務規則制定は、それを規定した法律、規則及び規約に従う。

第三章

財務省

第一〇条

財務省は金融、国家財政、公共財産の評価、運用、王室財産に係る事業、国有財産、税、歳入、法律に基づき国が唯一実行権があり他の政府機関の権限義務でない営利事業、公的債務運営、国営企業の運営及び開発、国の証券、及び法律で財務省または財務省監督下の政府機関の権限義務と定められた公務に係る権限義務を有する。

第一一条

財務省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)理財局
- (四)主計局
- (五)関税局
- (六)個別物品税局
- (七)国税局
- (八)国営企業政策委員会事務局
- (九)公的債務管理事務局
- (一〇)財政局

第四章

外務省

第一二条

外務省は外務及び法律で外務省または外務省の監督下にある政府機関の権限義務と定められた公務に係る権限義務を有する。

第一三条

外務省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)領事局
- (四)儀典局
- (五)欧州局
- (六)海外技術経済協力局
- (七)国際経済局
- (八)条約局
- (九)情報局
- (一〇)国際機関局
- (一一)米州・南太平洋局
- (一二)アセアン局
- (一三)東アジア局
- (一四)南アジア・中近東・アフリカ局

第五章

観光・スポーツ省

第一四条

観光・スポーツ省は観光産業、スポーツ、体育、レクリエーションの振興、支援、開発、及び法律で観光・スポーツ省あるいは観光・スポーツ省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第一五条

観光・スポーツ省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)スポーツ・レクリエーション開発事務局
- (四)観光開発事務局

第六章

社会開発・人間保障省

第一六条

社会開発・人間保障省は社会開発、社会内の公正・平等の実現、生命・家族・コミュニティの振興・開発、及び法律で社会開発・人間保障省あるいは社会開発・人間保障省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第一七条

社会開発・人間保障省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)社会開発・福祉局
- (四)婦人・家族事業事務局
- (五)児童・青少年・機会に恵まれない者・身障者・高齢者福祉振興・保護事務局

第七章

農業・協同組合省

第一八条

農業・協同組合省は農業・林業・水源開発・灌漑システム開発、農民振興開発、協同組合制度振興

開発、農業生産・農産品振興開発、及び法律で農業・協同組合省あるいは農業・協同組合省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第一九条

農業・協同組合省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)灌漑局
- (四)協同組合会計検査局
- (五)漁業局
- (六)畜産局
- (七)森林局
- (八)土地開発局
- (九)農学局
- (一〇)農業振興局
- (一一)協同組合振興局
- (一二)農地改革事務局
- (一三)国家農産品・食品規格事務局
- (一四)農業経済事務局

第八章

運輸省

第二〇条

運輸省は運輸・運輸事業・交通計画・運輸インフラ開発、及び法律で運輸省あるいは運輸省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第二一条

運輸省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)水運・商船局
- (四)陸運局
- (五)空運局
- (六)国道局
- (七)僻地国道局

(八) 運輸・交通政策・計画事務局

第九章

天然資源・環境省

第二二条

天然資源・環境省は天然資源・環境の保全・保護・再生と継続的な利用、及び法律で天然資源・環境省あるいは天然資源・環境省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第二三条

天然資源・環境省は以下の政府機関を擁する。

- (一) 大臣室
- (二) 次官室
- (三) 汚染管理局
- (四) 海洋・沿岸資源局
- (五) 鉱物資源局
- (六) 水資源局
- (七) 地下水資源局
- (八) 環境振興局
- (九) 国立講演・野生動植物局
- (一〇) 天然資源・環境政策・計画事務局

第一〇章

情報技術・通信省

第二四条

情報技術・通信省は情報技術・通信に係る計画策定、振興・開発・事業推進、気象観測、統計及び法律で情報技術・通信省あるいは情報技術・通信省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第二五条

情報技術・通信省は以下の政府機関を擁する。

- (一) 大臣室
- (二) 次官室
- (三) 郵便電信局

(四) 気象局

(五) 国家統計事務局

第十一章

エネルギー省

第二六条

エネルギー省はエネルギーの調達・開発・管理運営、及び法律でエネルギー省あるいはエネルギー省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第二七条

エネルギー省は以下の政府機関を擁する。

(一) 大臣室

(二) 次官室

(三) 天然燃料局

(四) エネルギー事業局

(五) 代替エネルギー開発・エネルギー保全局

(六) エネルギー政策・計画事務局

第十二章

商業省

第二八条

商業省は商取引、知的財産サービス事業、及び法律で商業省あるいは商業省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第二九条

商業省は以下の政府機関を擁する。

(一) 大臣室

(二) 次官室

(三) 外国貿易局

(四) 内国取引局

(五) 保険局

(六) 貿易交渉局

(七) 知的財産局

(八) 商業開発局

(九)輸出振興局

第一三章

内務省

第三〇条

内務省は国民の苦痛を取り除き、幸福をもたらし、安寧を維持すること、社会公正の実現、政治振興開発、統治、地方政府機関の運営開発、地方行政、地方自治振興、コミュニティ開発、国民登録、国内安全保障、公共災害対策、都市開発、及び法律で内務省あるいは内務省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第三一条

内務省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)統治局
- (四)コミュニティ開発局
- (五)土地局
- (六)防災局
- (七)公共土木・都市計画局
- (八)地方自治振興局

第一四章

法務省

第三二条

法務省は司法制度運営、社会公正の振興維持、及び法律で法務省あるいは法務省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第三三条

法務省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)更正局
- (四)権利・自由擁護局
- (五)訴訟執行局

- (六) 児童・青少年保護局
 - (七) 刑務局
 - (八) 特別事件捜査局
 - (九) 司法事業事務局
 - (一〇) 法医学インスティテュート局
- 大臣の直轄下にある政府機関
- (一一) 麻薬防止取締委員会事務局

第一五章

労働省

第三四条

労働省は労働行政運営、労働技能開発、国民の就労促進、及び法律で労働省あるいは労働省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第三五条

労働省は以下の政府機関を擁する。

- (一) 大臣室
- (二) 次官室
- (三) 雇用局
- (四) 労働技能開発局
- (五) 労働福祉・保護局
- (六) 保険事務局

第一六章

文化省

第三六条

文化省は芸術、宗教、文化、及び法律で文化省あるいは文化省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第三七条

文化省は以下の政府機関を擁する。

- (一) 大臣室
- (二) 次官室
- (三) 宗教局

- (四) 芸術局
- (五) 国家文化委員会事務局
- (六) 伝統芸術文化事務局

第一七章 科学・技術省

第三八条
科学・技術省は科学・技術の政策策定、振興、開発、及び法律で科学・技術省あるいは科学・技術省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第三九条
科学・技術省は以下の政府機関を擁する。

- (一) 大臣室
- (二) 次官室
- (三) 科学サービス局
- (四) 原子力平和利用事務局

第一八章 教育省

第四〇条
教育省は全段階・全種類の教育の振興・監督、教育政策・計画・標準の策定、教育人材支援、教育のための宗教・芸術・文化・スポーツの振興と調整、教育運営の追跡、検査、評価、及び法律で教育省あるいは教育省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第四一条
教育省の組織構成はそのための法律に従う。

第一九章 保健省

第四二条
保健省は健康・衛生の振興、疾病の防止・統御・治療、国民の能力更正、及び法律で保健省あるいは保健省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第四三条

保健省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)医療局
- (四)疾病管理局
- (五)タイ伝統医療・オルタナティブ医療開発局
- (六)医学局
- (七)健康サービス支援局
- (八)精神衛生局
- (九)衛生局
- (一〇)食品・薬事委員会事務局

第二〇章

産業省

第四四条

産業省は産業振興開発、投資振興、事業者開発、及び法律で産業省あるいは産業省の監督下にある政府機関の権限義務と定めた公務に係る権限義務を有する。

第四五条

産業省は以下の政府機関を擁する。

- (一)大臣室
- (二)次官室
- (三)工場局
- (四)工業振興局
- (五)基礎工業・鉱業局
- (六)さとうきび・砂糖委員会事務局
- (七)工業製品規格事務局
- (八)産業経済局

大臣の直轄下にある政府機関

- (九)投資委員会事務局

第二一章

総理府・省・庁の管轄下でない政府機関

第四六条

総理府・省・庁の管轄下でない政府機関は以下の通り。

- (一) 国王の秘書業務にかかる権限義務を有する国王秘書局
 - (二) 王宮の管理、国王財産・利益の監督に係る権限義務を有する宮内庁
 - (三) 仏教事業、仏教の振興開発、僧伽法に基づく宗教遺産保護に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する国家仏教庁
 - (四) 勅令で定められたところに基づく王室プロジェクトの調整に係る権限義務を有する王室プロジェクト調整特別委員会事務局
 - (五) 研究に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する国家研究委員会事務局
 - (六) 学術上の調査・研究・公開に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する学士院
 - (七) 公序維持に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する警察庁
 - (八) 資金洗浄防止取締委員会及び事務委員会の決定に従った職務遂行に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する資金洗浄防止取締委員会事務局
 - (九) 全ての刑事訴訟と民事訴訟の執行、政府及び政府機関に対する法律顧問に係る権限義務、及び法律で定められたところに基づく権限義務を有する最高検察庁
- 第一段(一)(二)(三)(四)(五)(六)及び(七)に基づく政府機関は総理大臣直轄下に局の地位を有する。
- 第一段(八)及び(九)に基づく政府機関は法務大臣直轄下に局の地位を有する。

経過規定

第四七条

第三条に基づき廃止される省・庁・局・その他の政府機関の全ての業務・権限・資産・予算・債務・権利・拘束義務は、本法令に基づく省・局または別様に呼ぶ政府機関に移管する。このとき、どの省・庁・局・その他の政府機関の業務・権限・資産・予算・債務・権利・拘束義務をどの政府機関に移管するかは勅令が定めるところに従う。当該勅令においては内閣の決議または関係大臣布告に従ういくつかのケースの詳細を定めることができる。

第四八条

第三条に基づき廃止される省・庁・局・その他の政府機関の公務員・雇員・要員数は、本法令に基づく省・局または別様に呼ぶ政府機関に勅令の定めに従って移管する。当該勅令においては内閣の決議または関係大臣布告に従ういくつかのケースの詳細を定めることができる。

第四九条

第三条に基づき廃止される政府機関の権限義務であると法律で定められている権限義務、またはそ

の政府機関の大臣、職位保持者、または職務遂行者の権限義務は勅令に定められたところに従い、別の政府機関、大臣、職位保持者、または職務遂行者に移管する。

第一段に基づく権限義務の移管において、法律に基づく委員会の構成変更、または権限義務の移管及び当該法律の趣旨と整合させるために関係する法律規定の増補が必要な場合、勅令制定によってこれを定めることができる。当該勅令においては、公務の継続性に資するため、権限義務が移管される政府機関、その政府機関の大臣、職位保持者または職務遂行者がそのまま権限義務を保持する条件、期限を定めることができる。

本条に基づく勅令により、関係する法律の改定増補をしたものとみなす。

第五〇条

第三条に基づき廃止された省の総理府大臣、国防大臣、財務大臣、外務大臣、農業・協同組合大臣、運輸通信大臣、商業大臣、内務大臣、法務大臣、労働・社会福祉大臣、科学技術環境大臣、教育大臣、保健大臣、産業大臣及び各副大臣は、新大臣の勅任布告があるまでは第五条に基づく省の関係する総理府大臣、国防大臣、財務大臣、外務大臣、農業・協同組合大臣、運輸通信大臣、商業大臣、内務大臣、法務大臣、労働・社会福祉大臣、科学技術環境大臣、教育大臣、保健大臣、産業大臣及び各副大臣とする。

第五一条

国家教育法に基づく教育省の改編が進められている期間中、教育省は仏暦二五三四年省庁局再編法及びその教育省に対しての改定増補に基づき省内に政府機関を有する。ただし本法令に基づき他の省庁局の管轄下となる教育省の政府機関はその限りではない。

仏暦二五三四年省庁局再編法に基づく国家教育委員会事務局は、国家教育法に基づく教育省の改編中においては本法令に基づき総理府管轄下に局の地位を有する。

第五二条

国家教育法に基づく教育省の改編中においては、第三条で廃止された仏暦二五三四年省庁局改編法及びその改定増補に基づく大学庁とその管轄下にある政府機関は省の地位を有する大学庁及びその管轄下の政府機関として存続し、法律に基づく権限義務を有した大学庁長官、大学庁次官、大学庁及びその管轄下にある政府機関の公務員を置く。

第五三条

本法令の施行日から二年以内に、国際協力局の業務・権限義務・資産・予算・債務・権利・拘束義務・公務員・雇員・要員数、及び国際協力局における職位保持者または職務遂行者の権限義務は、勅令に基づき外務省の政府機関、またはその政府機関の職位保持者、職務遂行者に移管する。その勅令においては内閣の決議または関係大臣布告に従ういくつかのケースの詳細を定めることができる。

第一段に基づく勅令が施行された時、国際協力局は廃止されたものとみなす。

第五四条

本法令の施行日から五年以内に、僻地国道局の業務・権限義務・資産・予算・債務・権利・拘束義務・公務員・雇員・要員数、及び僻地国道局における職位保持者または職務遂行者の権限義務は、勅令に基づき国道局、またはその政府機関の職位保持者、職務遂行者、あるいは地方行政機関、またはその政府機関の職位保持者、職務遂行者に移管する。その勅令においては内閣の決議または関係大臣布告に従ういくつかのケースの詳細を定めることができる。

第一段に基づく勅令が施行された時、僻地国道局は廃止されたものとみなす。

第五五条

本法令の施行日から二年以内に政府は、憲法に基づく軍務と整合させるよう、国防省公務規則制定法を改定する法律を提案する。

第五六条

本法令の施行日から二年以内に政府は、公秩序の維持と犯罪防止・制圧を除く警察庁の任務を関係する別の公務機関または国家機関に移管するため、及び公秩序の維持と犯罪防止・制圧における地方行政機関の準備度に応じた地域において任務を軽減するための法律を提案する。

第五七条

本法令の施行日から一年以内に政府は、情報技術・通信振興事務局、情報技術・通信研究開発事務局、調査・民生地図局を情報技術・通信省内に設置するための法律を提案する。

第五八条

運輸通信省次官室が情報技術・通信省次官室になるとともに、周波数分配機関及びラジオ・テレビ事業監督、通信事業監督法の規定に基づく郵便電報局の業務・資産・権利・義務・予算・公務員・雇員は、国家通信事業委員会事務局に移管し、移管があった時、郵便電報局は廃止されたものとみなす。

第五九条

第二段の規定下に、仏暦二五三四年省庁局改編法とその改定増補に基づく省・局・局と同格だが別の呼称を持つ政府機関は、従来の権限義務及び機構を引き続き有する。ただし国防省・国王秘書局・宮内庁・王室プロジェクト調整特別委員会事務局、国家研究委員会事務局、学士院・警察庁・資金洗浄防止取締庁・最高検察庁は本法令の施行日より本法令に基づく権限義務と機構を有する。

第四七条、第四八条、第四九条に基づく勅令が省・局・局と同格の別の呼称を持つ政府機関に対し施行された時、その省・局・政府機関は当該勅令の施行日より本法令に基づく権限義務及び機構を有する。

初期の公務機構制定において、ある省に特定の任務を帯びさせるべきであるときは、第二段に基づく勅令と同時に省令制定によりその任務を定める。

本法令に基づき省の機構が定められた場合、その省に副次官及び次官補が行政規約法で定められた数以上いて、その省または他省のしかるべき別の職位に異動させることができないときは、当該副次官及び次官補の職位は存続できるが、その期間は本法令の施行日から二年までとする。

第六〇条

本法令の施行から一年及び二年が経過した時、政府は本法令の施行日前と比較した中央公務機関・地方公務機関の経常費用と公務員・雇員の人員数を国会両院に報告する。

(おわり)